

こんにちは！高齡・障害課です

高齡・障害課のお仕事は？

- **介護保険制度の窓口**として、どのくらいの介護が必要かの審査・判定（介護度の認定）や福祉用具購入費などの支給を行っています。また、高齡者が住み慣れた地域で安心して暮らせ、介護が必要となっても暮らし続けられるよう、関係機関と連携して、支援しています。
- **障害者手帳の交付申請窓口**で、障害のある人が地域で自立した生活を送るために必要な情報を提供したり、相談を受けたりしています。一人一人の生活状況に合わせた支援を組み合わせ、障害のある人が必要とする福祉サービスを円滑に利用できるよう、関係機関と連携して、支援しています。

どんな組織で何を担当しているの？

高齡・障害課は4つの係で構成されており、一般事務職に加え、保健師や社会福祉職などの専門職が配置されています。

高齡者支援係（☎ 044-856-3242）

- 1 いきがい・介護予防施策の推進（老人クラブの育成事業、高齡者の外出支援など）
- 2 地域のネットワークづくり
（地域包括支援センターとの連携、ひとり暮らしなど高齡者の見守りなど）
- 3 利用者本位のサービス（生活支援ヘルパーの派遣、日常生活用具の給付、高齡者住宅改造費の助成などの介護保険外サービス）
- 4 高齡者の援護（老人ホームなどへの入所支援、高齡者への虐待対応、成年後見の利用支援、認知症高齡者支援、緊急時の一時入所など）
- 5 医療介護連携・認知症高齡者施策

介護認定給付係 (☎ 044-856-3245)

- 1 介護認定業務 (介護度 (要介護・要支援) の認定など)
- 2 介護給付業務 (住宅改修費・福祉用具購入費などの支給など)

障害者支援係

(☎ 044-856-3304 FAX 044-856-3163)

精神保健係 (☎ 044-856-3262)

- 1 障害者手帳交付業務 (身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)
- 2 障害者総合支援法によるサービス (介護給付、訓練等給付、自立支援医療など)
- 3 精神保健福祉に関すること
(一般精神保健相談、高齢者精神保健相談、精神保健デイケアなど)



窓口にはどんな人が来るの？

介護保険の申請をしたい人

[3階 24番窓口]

(担当：介護認定給付係)

介護保険の介護サービスや介護予防サービスを利用したい本人や家族及び地域包括支援センターなどが、どのくらいの介護が必要かを審査・判定してもらうため、要介護・要支援認定の申請手続きに来ています。

担当者から

～知っていますか？ 介護保険～

介護保険制度は、原則として40歳以上の人全員が所得に応じた保険料を納め、介護や支援が必要になったときに申請して、サービスを受ける仕組みになっています。

☆介護保険を利用できる人(「介護保険被保険者証」を発行してもらえる人)

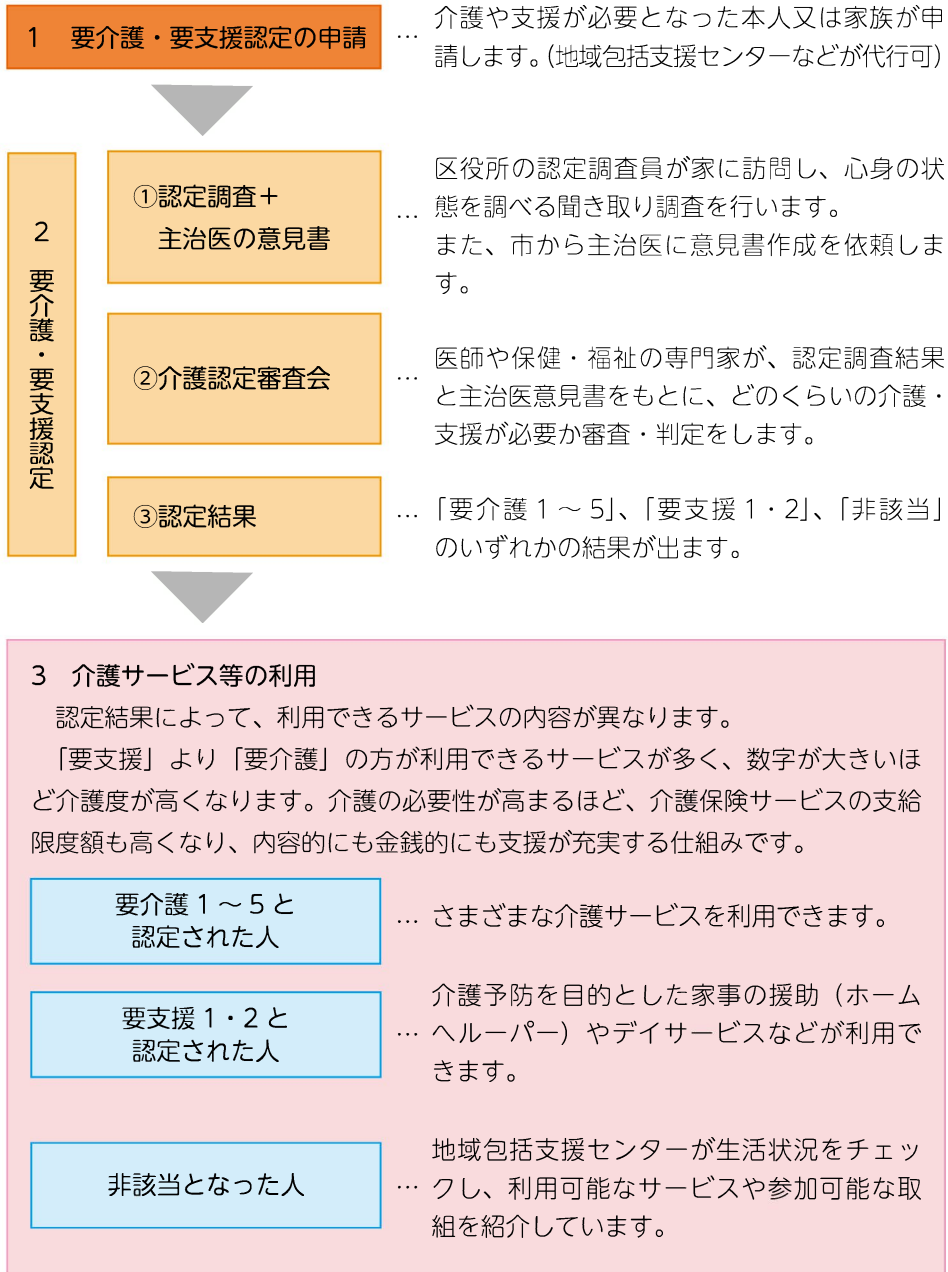
- 1 介護や支援が必要と認定された65歳以上の人(第1号被保険者)
- 2 16種類の特定疾病が原因で介護や支援が必要となった40歳以上64歳の医療保険加入の人(第2号被保険者)

☆介護保険で受けられるサービスと費用負担

通所介護(デイサービス)、短期入所生活介護(ショートステイ)をはじめ、ホームヘルパーが訪問して身体の介護や家事の援助を行う訪問介護、車椅子や介護用ベッド、手すりなどの福祉用具の貸与、住宅改修費の支給、特別養護老人ホームへの入所などがあり、介護度に応じて利用できるサービスの内容が異なります。

利用者負担の割合は、所得によって1～3割となっており、介護度に応じて決められた支給限度額の範囲で利用することができます。

<介護保険の利用手続の流れ>



※認定調査や主治医意見書の費用は市が負担するため、本人負担はありません。

※認定には有効期間がありますが、状態が変化したら、区分の変更を申請できます。

障害者手帳の交付を受けたい人

[3階 25番窓口]

[担当：障害者支援係・精神保健係]

障害者手帳の交付を受けるために、本人や家族が申請手続に来ています。

担当者から

～障害者手帳は3種類あります～

障害の種類は、大きく分けて、身体障害・知的障害・精神障害があり、手帳には、障害の程度などが記載され、福祉制度を利用しやすくすることを目的としています。

障害の種類によって、交付される手帳の名称が異なります。

身体障害者 → 身体障害者手帳 知的障害者 → 療育手帳
精神障害者 → 精神障害者保健福祉手帳

～「カード形式」への変更ができるようになりました～

カード形式での交付を希望する方は、これまでの手帳と交換できます（申請する日から半年以内に再認定・再判定・更新がない人のみ）。カード形式を希望しない人は、引き続き紙形式の手帳が使えます。紙形式の手帳とカード形式の手帳を同時に持つことはできません。



高齢・障害課

手帳交付の対象者と障害の程度は、次のとおりです。
(申請に必要な書類については、お問い合わせください)

	対象者	障害の程度
身体障害者手帳	身体に永続的な障害があり、その障害程度が障害程度等級に該当する人（年齢制限なし）	視覚障害、肢体不自由などの障害別に細かく規定
療育手帳	児童相談所または地域支援室で知的障害と判定された人	最重度（A1） 重度（A2） 中度（B1） 軽度（B2）
精神障害者保健福祉手帳	初診日より6か月以上精神障害の状態にあり、日常生活または社会生活に何らかの制約のある人（年齢制限なし）	1級 2級 3級



どんな団体・機関が関わっているの？

●地域包括支援センター

高齢者の生活や介護に関する相談を伺い、一緒に解決方法を考える「高齢者とその家族に関する身近な相談窓口」です。川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な相談窓口で、社会福祉士、主任ケアマネジャー、保健師などを中心に、それぞれの専門性を発揮しながら、職員全員がチームで支援を行っています。介護保険制度を説明したり、必要な方には介護保険申請のお手伝いをしたりするほか、在宅介護をしている家族への助言や認知症についての相談なども受けています。



区内に7つあり、お住まいの地域で担当が決まっており、自宅に訪問して、相談に応じています。電話で相談することもできます。

名称	担当地区	電話番号	FAX 番号
みかど荘	梶ヶ谷、南野川、野川台、野川本町、西野川	044-777-5716	044-777-1193
鷺ヶ峯	水沢、潮見台、菅生ヶ丘、菅生、初山	044-978-2724	044-976-6470
富士見プラザ	有馬、東有馬	044-740-2883	044-777-3239
レストア川崎	鷺沼、土橋、犬蔵	044-976-9590	044-976-9591
フレンド神木	五所塚、平、白幡台、神木本町	044-871-1180	044-877-2800
宮前平	小台、宮前平、宮崎6丁目、馬絹	044-872-7144	044-852-3377
ビオラ宮崎	けやき平、南平台、神木、宮崎、宮崎1～5丁目	044-948-5371	044-948-5372

※夜間・休日などの窓口開設時間以外も、緊急の場合は相談を受け付けています。

●障害者相談支援センター

障害者やその家族が安心して暮らせるように、さまざまな困りごとや悩みごとをうかがい、解決方法を一緒に考える「障害のある方とご家族に関する身近な相談窓口」です。川崎市から委託を受けた法人が設置・運営する公的な相談窓口で、暮らし、健康や医療、働くこと、お金など、さまざまな相談に応じています。

区内に3か所あり、お住まいの地区で担当が決まっており、自宅などへ訪問して相談に応じることができます。センターでの相談や電話による相談も可能です。

名称	担当地区	電話番号	FAX 番号
ポポラス	犬蔵、けやき平、小台、鷺沼、神木、土橋、南平台、馬絹、宮崎、宮前平	044-870-5236	044-870-5237
れもん	五所塚、潮見台、神木本町、白幡台、菅生、菅生ヶ丘、平、初山、水沢	044-740-9043	044-740-9143
シリウス	有馬、梶ヶ谷、西野川、野川台、野川本町、東有馬、南野川	044-920-9105	044-920-9106

高齢・障害課の職員は、どんな仕事をしているの？

●高齢者からの相談対応、介護保険対象外サービスの申込受付

〔担当：高齢者支援係／一般事務職・社会福祉職〕

社会福祉職の職員が、主に高齢者からの相談対応や、虐待などのケースに対応し、地域包括支援センターや警察機関などと連携しながら、相談者の問題解決のバックアップをしています。

また、在宅で生活している要介護3～5の高齢者に対する紙おむつなどの介護用品の支給や訪問理美容サービスなどの介護保険対象外サービスの申込を受け付けています。老人クラブへの交付金の申請受付も行っています。

— 相談事例から —

新聞販売店から「ひとり暮らしの高齢者の家に新聞が1週間分たまっている」と連絡がありました。

⇒まず、区役所で介護保険の利用状況等を確認。地域包括支援センター、消防署、かかりつけ医などからも情報収集しました。安否が分からなかったため、職員2名で自宅に訪問。電気メーターなどの確認や声掛けをし、近くの人から話を聞きましたが、依然として安否がつかめなかったため、親族に了解を取って、警察とともに家の中に入り、動けずにいる本人を発見。救急車で病院へ搬送し、一命を取りとめました。最後に、親族と連絡をくれた新聞販売店に報告しました。

●要介護・要支援の認定や給付など、介護保険に関する業務

〔担当：介護認定給付係／一般事務職〕

介護保険の利用に必要な「要介護・要支援認定」に関する仕事をしています。具体的には、申請を受け、認定調査員が家に訪問し、心身の状態を調べる聞き取り調査（認定調査）のスケジュール管理をしたり、主治医意見書の作成を依頼して内容を確認し、意見書作成費の支払いを行ったり、介護認定審査会の運営などを行っています。

また、介護保険の負担割合（1～3割）の判定、介護保険証の交付を行うとともに、住宅改修費や福祉用具購入費の支給に係ることも行っています。

担当者から

～介護保険に関するよくある質問～

●介護認定の結果は、いつ出るの？

認定申請を受付してから結果が通知されるまで1か月から1か月半ほどかかります。

●申請書内の主治医欄は何を書くの？

身体の状態を把握している医療機関を記入してください。

●住宅改修後の申請も対象になるの？

住宅改修の申請前に改修工事をするとう介護給付の対象外になるので注意が必要です。

●障害者手帳・療育手帳の交付など、身体障害者・知的障害者への支援

〔担当：障害者支援係／一般事務職・保健師・社会福祉職〕

身体障害者手帳や療育手帳の交付を行っています。

また、地域で生活する身体障害者・知的障害者の生活の質が向上するよう、相談を受けてさまざまな制度について案内しています。

支援を必要とする人に対して、他の専門機関と連携を取りながら関係者間の調整を行い、適切なサービスの利用につなげています。

— 相談事例から —

A町会から、「最近、聴覚障害のあるご夫婦が引っ越してきて、「手話」でコミュニケーションしています。生活のルールなどを伝えたいのですが、手話ができなくて…」と相談がありました。

⇒週に1度区役所で行っている「ろうあ者相談」に、町会の方が相談できるように調整しました。

相談員は相談支援の経験も豊富で、「聴覚障害者にとって分かりやすいメモの書き方」や、「手話通訳派遣制度」などをお伝えしました。

●精神保健福祉手帳の交付など、精神障害者への支援

(担当：精神保健係／一般事務職・保健師・社会福祉職・心理職)

精神保健福祉手帳を交付するとともに、精神科などへ継続的に通院している人の医療費負担を軽減する「自立支援医療(精神通院)」の申請などを受け付けています。

また、精神障害者が、地域で安心して生活できるように制度の紹介や相談などを行っています。

支援を必要とする方との面接や関係機関の調整などを行い、適切なサービスの利用につなげています。

— 相談事例から —

精神疾患で入院中の人から「退院後に、住むところがなくて困っている」と相談がありました。

⇒相談支援センター、精神科の病院や保護課などと連携し、次のような支援をしました。

- ①ご本人のニーズを確認しながら、住むところを決めました。
- ②生活が安定するよう、福祉サービスや訪問看護が受けられるよう、調整しました。
- ③これから通う福祉施設と一緒に探し、社会参加に向けたお手伝いをしました。

お役立ち情報

高齢・障害課では、介護保険や障害福祉についての冊子やパンフレットを窓口で配布しています。市ホームページにも掲載しています。

●こんにちは 介護保険です

(川崎市健康福祉局作成)

介護保険制度について、利用を始めるときの手続や利用できるサービスを大きな文字で解説したパンフレットです。



●高齢者福祉のしおり (川崎市健康福祉局作成)

介護保険制度を中心に分かりやすくまとめた冊子です。各種サービスについて詳しい情報を知りたいときに便利です。



●ふれあいー障害福祉の案内ー

(川崎市健康福祉局作成)

障害者・障害児とご家族が利用できるサービスの概要や窓口を紹介した冊子です。

